



年俸契約と通勤手当

—●年俸に含まれる通勤費相当額●—

非課税とされる通勤手当は、通常の給与に加算して支給を受けるものとされています（所9①五）。したがって、通勤費やその他の手当を本俸に含める形で雇用契約を結んでいる場合、通勤費相当額は非課税とすることが出来なくなります。給与の支給形態により非課税の取扱いが異なってしまうのです。そこで、年俸契約における通勤費相当額の取扱いについて争われた裁決をご紹介します
(平11年9月27日裁決・J58-2-03)。

1. 事案の概要

○請求人は、D社の常務取締役ですが、その雇用当初から請求人の給与等に関する契約は年俸契約であり、当該給与以外には単身赴任手当や通勤手当等は一切支給されていません。請求人は、他県にある自宅からD社まで通勤に長時間を要することから、D社の住所地であるA市内に単身赴任しています。その単身赴任先のアパートの家賃等の年額相当額及び週末の帰宅のための往復旅費相当額については、非課税となる通勤手当に類するものであるとして、他の交通費を含め932,500円を平成9年分の給与所得の金額から控除して確定申告を行いました。原処分庁は請求人が給与所得の金額から控除した交通費相当額について、全額否認する更正処分を行いました。

2. 請求人の主張

①平成9年分の所得税の確定申告書に記載した交通費の額のうち、単身赴任先のアパート代の年額相当額と自宅に帰宅するための旅費相当額の合計751,000円は、給与等とは別途に支給されていなくても、その給与の中に単身赴任費相当額や通勤費相当額が含まれている場合には、これらの金額は、所得税法第9条1項五号の非課税規定（以下、本件非課税規定という。）の「これに類するもの」に該当し、非課税として取り扱われるべきである。

②上記①の主張が認められないのであれば、通勤費相当額530,500円については、請求人が実際に通勤をしていなくとも、本件非課税規定の「これに類するもの」に該当するとみて、給与等からその金額を控除した後の金額を基として給与所得の金額の計算をすべきである。

3. 原処分庁の主張

①請求人の主張する単身赴任費相当額については、本件非課税規定による課税されない通勤手当と同様に取り扱う規定も、非課税とする規定もない。
②請求人の主張する通勤費相当額については、請求人は実際に自宅から通勤した事実がない上、通常の給与に加算して受ける通勤手当の支給もないことから、本件非課税規定の「これに類するもの」には該当しない。

4. 審判所の判断

本件非課税規定の「これに類するもの」とは、現金支給に代えて支給される通勤用定期乗車券の現物等がこれに当たるものと解されているところ、請求人には、給与等の他に、通常の給与に加算して受けるものは一切なく、本件非課税規定による通勤手当は存在しないのであるから、給与等に含まれる単身赴任費相当額や通勤費相当額が、非課税とする通勤手当に当たるという請求人の主張には理由がない。

上記裁決は、既にデータベースに投入されていますので、キーワード「J58-2-03」で検索できます。